

お知らせ

フレッシュ健診

昨年度受診された方や、新たに申込みをされた方などには、6月下旬に案内を送付します。申込みをされていない方で受診を希望される方は、健康介護課にご連絡いただくか、町ホームページからお申込みください。

この機会にぜひ受診し、健康管理に役立てましょう。



| | | | | |
|-------|--|--------|------------|----------|
| 対象者 | 令和2年度中に19歳から39歳になる方 (昭和56年4月2日から平成14年4月1日生まれの方) | | | |
| 日時・場所 | 7月 | 9日(木) | 9:00~11:30 | 福祉健康センター |
| | | 16日(木) | | |
| | | 21日(火) | | |
| | | 31日(金) | | |
| 内容 | 身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査(血中脂質・肝機能・貧血・血糖・ヘモグロビンA1c・腎機能) | | | |
| 自己負担金 | 500円 (健診当日に会場でお支払いいただきます) | | | |

健康介護課 ☎388-7171

児童手当の現況届

児童手当を引き続き受給できる要件を満たしているかを確認するため、毎年6月に「現況届」を提出していただく必要があります。

なお、この現況届を提出されないと、6月分以降の手当の支給が停止しますのでご注意ください。

提出期限 6月30日(火)

提出先 役場2階福祉子ども課・松枝公民館・総合会館に提出するか、「笠松町役場 福祉子ども課」へ郵送してください。

持ち物 印鑑(スタンプ印不可)、現況届(郵送されたもの)、受給者の健康保険証の写し

※対象児童が町外に居住するときは、その児童の世帯全員の住民票を添付してください。

注意事項 公務員の方の児童手当の手続きは、勤務先へお問合せください。

福祉子ども課 ☎388-1116

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当(所得制限超過による特例給付の対象者は除く)を受給する世帯に対し、児童1人あたり1万円を支給します。支給を受けるにあたっての申請は不要です。(ただし、公務員の方は別途申請が必要です)

支給対象者 ①令和2年4月分児童手当受給者、②令和2年3月まで中学生だった児童の児童手当受給者

支給額 対象児童1人につき1万円

支給方法 児童手当の指定口座へ6月中旬に振込み(予定)
※公務員の方は申請受付後、随時振込みます。

福祉子ども課 ☎388-1116

第3日曜日は家庭の日

6月21日(日)は、家庭の日です。心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

【今月のテーマ】

家族みんなが、安全に心がけ事故のないように努めましょう。

住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

わたしたちにできること
それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490